破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４７号
岩手県奥州市水沢区字北田135番地３　後藤アパート17号棟　253号室
債務者　氏家　美保
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第７７４号
さいたま市中央区八王子２丁目17番16号
債務者　吉田　龍一
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９７３号
埼玉県川口市江戸３丁目34番３号　ＳＳＳ川口寮
債務者　山崎　彰夫
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２７号
さいたま市南区文蔵２丁目18番９号　吉川荘201、旧住所静岡県富士宮市上条812番地の１民宿ことぶき様方
債務者　永岡　靖子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４９号
埼玉県上尾市大字上102番地２　三和パレス302
債務者　中村　聡志
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５９号
埼玉県川口市大字小谷場443番地の１　扶桑ハイツ南浦和211号
債務者　髙木　仁一
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６２号
さいたま市桜区大字在家52番地１
債務者　金子美加子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６５号
埼玉県川口市大字安行領根岸2985番地　川口根岸団地１　101号室
債務者　倉持　真希
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８６号
埼玉県川口市江戸３丁目34番３号　ＳＳＳ川口寮、旧住所埼玉県鴻巣市宮前636番地17　103号室　小林コーポ
債務者　井田　秀一
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５０４号
埼玉県八潮市緑町２丁目20番地１　ルミナス八潮811号室
債務者　加瀬　正子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５１６号
埼玉県越谷市千間台西１丁目16番地18　第二フジコーポ201号、旧住所埼玉県越谷市伊原１丁目４番53号　ベルドゥムール越谷南101号
債務者　渡邊　智行
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５１７号
埼玉県越谷市川柳町１丁目282番地１　川柳町中層住宅234
債務者　阿久津ユキエ
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５２９号
埼玉県三郷市新和５丁目348番地17
債務者　石堂　　聡
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４９１号
埼玉県川越市三光町37番地10　（トキワマンション205号室）
債務者　齋川　聖子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５１８号
埼玉県狭山市狭山台４丁目30番地の２　ガーデンハウス202
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５３０号
埼玉県ふじみ野市上福岡五丁目５番10号　レルシア上福岡403
債務者　原田　　純
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部